

令和6年茂原市教育委員会会議3月定例会日程

日時：令和6年3月19日（火）15時00分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市特別支援教育奨学奨励費支給要綱の制定について

議案第2号 茂原市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第4号 茂原市立図書館規則の一部を規制する規則の制定について

議案第5号 令和6年度茂原市の教育方針及び重点施策について

議案第6号 茂原市いじめ対策調査会委員の委嘱について

議案第7号 茂原市社会教育委員の委嘱について

議案第8号 茂原市立図書館協議会委員の任命について

議案第9号 茂原市文化財審議会委員の任命について

議案第10号 茂原市公民館運営協議会委員の委嘱について

議案第11号 茂原市スポーツ推進委員の委嘱について

（報告事項）

1 令和5年度定期監査の結果について

2 教育長職務代理者の指名について

3 行事の共催、後援及び協賛について

4 令和6年茂原市教育委員会会議4月定例会及び5月定例会の日程について

5 その他

4 閉会宣言

議案第 1 号

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 1 9 日

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）の趣旨にのっとり、茂原市立小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）の特別支援学級に就学する児童生徒又は市立小中学校に就学する学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「施行令」という。）第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 81 条第 2 項の規定により小学校又は中学校に置かれた特別支援学級をいう。
- (2) 保護者 法第 16 条に規定する保護者（児童生徒と同居し、その生計を維持している者を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 市立小中学校に在籍している者であって、法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。

(対象者)

第3条 就学奨励費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者及び施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助又は同法第13条の規定による教育扶助を受給している者

(2) 茂原市就学援助実施要綱（令和5年茂原市教育委員会告示第1号）に基づく就学援助費を受給している者

2 前項において、施行令第9条の規定により市外への区域外就学が認められている児童生徒の保護者については、関係教育委員会と協議の上、決定するものとする。

(申請)

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、茂原市特別支援教育就学奨励費支給認定申請書（別記第1号様式）及び年度特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（別記第2号様式）に必要と認める書類を添えて、当該児童生徒が在籍する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会へ提出しなければならない。ただし、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において確認ができる場合にあっては、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(認定等)

第5条 教育委員会は、前条の規定による支給認定の申請があったときは、当該支給申請に係る審査を行い、認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する審査を行ったときは、茂原市特別支援教育就学奨励費支給認定（否認定）通知書（別記第3号様式）により校長を通じて申請者へ通知するとともに、茂原市特別支援教育就学奨励費支給審査結果通知書（別記第4号様式）により校長に通知するものとする。

3 前項の規定により支給認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、支給等に係る一切の権限について、委任状（別記第5号様式）をもって校長に委任する。

(就学奨励費の支給)

第6条 就学奨励費は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日

以後の分を支給する。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、当該各号に定める日の前から就学奨励費を支給することができる。

(1) 認定者であって、次号に規定する以外の者 第4条に規定する申請があった日の属する月の翌月（当該申請日が月の初日に当たるときは、当該日の属する月）の初日

(2) 認定者であって、当該年度の4月1日時点において第3条に規定する対象者である者のうち、教育長が別に定める日までに第4条に規定する申請をした者 当該年度の4月1日

(就学奨励費の費目等)

第7条 就学奨励費の支給に係る費目は、次に掲げるものとし、支給額は国が定める特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）の限度額に応じて、予算の範囲内で支給する。

(1) 学校給食費

(2) 交流及び共同学習費

(3) 修学旅行費

(4) 校外活動費のうち宿泊を伴わないもの

(5) 校外活動費のうち宿泊を伴うもの

(6) 学用品及び通学用品購入費

(7) 新入学児童生徒学用品及び通学用品購入費（支給認定の決定を受けた日の属する年度の4月1日において、市立小中学校の特別支援学級に在籍する1年生の児童生徒及び施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する1年生の児童生徒に限る。）

(8) オンライン学習通信費

2 就学奨励費の支給の範囲及び額については、教育長が別に定める。

(支給の方法)

第8条 教育委員会は、就学奨励費について、校長からの請求により校長を通じて認定者へ支給する。

2 対象者に該当しなくなったときの学用品及び通学用品購入費の支給は、当該月の月末までを対象として月割で支給し、その他の支給は該当する日までとする。

(変更の届出)

第9条 認定者は、申請の内容に変更が生じたときは、茂原市特別支援教育就学奨励費支給申請内容変更届（別記第6号様式）により、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当したときには、支給認定を取消しすることができる。

- （1） 第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- （2） 虚偽の申請その他不正な手段により支給を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消した場合は、茂原市特別支援教育就学奨励費支給認定取消通知書（別記第7号様式）により取り消しを受けた保護者へ通知するとともに、茂原市特別支援教育就学奨励費支給認定取消通知書（学校用）（別記第8号様式）により校長へ通知する。

（返還）

第11条 教育委員会は、前条の規定により就学奨励費の支給認定を取り消した場合は、既に支給している就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

（支給台帳の調製及び報告）

第12条 校長は、就学奨励費の支給状況について、茂原市特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳（別記第9号様式）を調製し、当該年度の支給が完了したときは、速やかに教育委員会へ報告するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨にのっとり、保護者の経済的負担を軽減するため、就学奨励費の支給に関し必要な事項を定めるものです。

別記第 1 号様式（第 4 条）

茂原市特別支援教育就学奨励費支給認定申請書

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者 住所
（保護者） 氏名

茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱第 4 条の規定により、下記のとおり就学奨励費の支給認定を申請します。

記

児 童 生 徒 氏 名				生 年 月 日		年 月 日生（ 歳）	
学 校 名				学 年 ・ 組		年 組	
家 族 構 成	氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	勤 務 先、学 校 名 ・ 学 年	備 考	
本申請のため、申請者及び申請者の属する世帯員（住民基本台帳が別世帯であっても同一住所に居住する者を含む。）の住民基本台帳の住民情報、所得額及び市民税の課税状況等の税情報、児童扶養手当の受給状況等の情報について、茂原市教育委員会が閲覧することに同意します。							

注1 同一世帯で複数児童生徒が特別支援学級に在籍している場合は、児童生徒 1 人につき 1 枚作成すること。

注2 家族構成については、児童生徒本人を含め、同住所の者・同居の者を全て記入すること。同住所で別居している者や生計を別にしていない者については、その旨を備考欄に記入すること。

第2号様式（第4条）

年度特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書

(整理番号) No.

保護者氏名			住所 ()			児童・生徒氏名		学校名、学年（特別支援学級名）等			※都道府県の地区別区分 () 地域の級地区分 ()		校 長 認 印									
世帯の収入状況			世帯の状況（前年12月末日現在）				需 要 額 等															
☆給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から10万円を控除する。			収入のある世帯員氏名		生年月日（満年齢）		続柄 (該当に丸を付け、その他は具体的に記載)		個人別総所得額（給与所得又は公的年金所得の有無）		教 育 扶 助 基 準		生 活 扶 助 基 準									
											通 学 費		学 校 給 食 費		基 準 額		第 1 類		期 末 一 時 扶 助 費		第 2 類	
所得 控 除 前 の	総所得金額☆	円		年 月 日 (歳)	父・母・ 祖父母・その他 ()		□給与所得有 □公的年金有										円		円		f (基準額)	
	退職所得金額			年 月 日 (歳)	父・母・ 祖父母・その他 ()		□給与所得有 □公的年金有		円												円	
	山林所得金額			年 月 日 (歳)	父・母・ 祖父母・その他 ()		□給与所得有 □公的年金有		円												g (地区別冬季加算額)	
	計	A		年 月 日 (歳)	父・母・ 祖父母・その他 ()		□給与所得有 □公的年金有		円												h 住宅扶助基準	
所得 控 除	社会保険料		収入のない世帯員氏名	生年月日 (満年齢)	続柄 (該当に丸を付け、その他は具体的に記載)		在学学校名・学年 (特別支援学級の在籍)				円		円		円		円		円		円	
	生命保険料			年 月 日 (歳)	本人																i 需要額 (a～hの合計)	
	地震保険料			年 月 日 (歳)	父・母・ 祖父母・その他 ()																円	
	ひとり親又は 寡婦控除の額 ※保護者等のみ			年 月 日 (歳)	父・母・ 祖父母・その他 ()																	
	計	B		年 月 日 (才)	父・母・ 祖父母・その他 ()																	
所得額 (A - B)		C		年 月 日 (歳)	父・母・ 祖父母・その他 ()																収 入 額 需 要 額	
所得月額 (C × 1/12)		D		年 月 日 (歳)	父・母・ 祖父母・その他 ()																F = i	
障害者加算控除 (保護基準により算定)		E		年 月 日 (歳)	父・母・ 祖父母・その他 ()																	
収入額 (D - E)		F	合 計						a		b		c		d		e					
備 考							特 記 事 項						支弁区分									
							辞退者記名						就学奨励費は辞退します。 保護者氏名						□Ⅰ段階（令第2条第1号該当） □Ⅱ段階（ 第2号該当） □Ⅲ段階（ 第3号該当）			

※太枠内を記入してください。

(注) 1 特記事項欄は、生活保護等の該当事項を記入すること。
2 整理番号は、個人別支給台帳の番号に合わせること。

※令：特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令

第3号様式（第5条第2項）

茂原市特別支援教育就学奨励費支給認定（否認定）通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費の支給認定について、茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 認定

対象児童生徒氏名	
学 校	学校
学 年	年
支 給 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
支 弁 区 分	

2 否認定

対象児童生徒氏名	
学 校	
学 年	
否 認 定 理 由	

※学年は、認定期間内の学年とします。

第4号様式(第5条第2項)

茂原市特別支援教育就学奨励費支給審査結果通知書

年 月 日

(宛先) 立 学校長

茂原市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費の支給認定について、茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり審査結果を通知します。

記

[illegible]

第5号様式（第5条第3項）

委任状

年 月 日

（宛先）茂原市長

申請者 住所
（委任者）氏名
児童生徒氏名
（ 学校 年 ）

私は、 立 学校長を代理人と定め、 年度において、茂原市より受ける就学奨励費の請求、受領、購入等にかかる支払及び返納等に関する権限を委任します。

第 6 号様式（第 9 条）

茂原市特別支援教育就学奨励費支給申請内容変更届

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

届出者 住 所
（保護者） 氏 名

申請内容に変更があったので、茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱第 9 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校名及び学年
- 3 変更内容

変更前	変更後

第 7 号様式（第 1 0 条第 2 項）

茂原市特別支援教育就学奨励費支給認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

特別支援教育就学奨励費の支給認定については、下記のとおり取り消したので、茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

対象児童生徒氏名	
学 校	学校
学 年	年
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	
備 考	

第 8 号様式（第 1 0 条第 2 項）

茂原市特別支援教育就学奨励費支給認定取消通知書（学校用）

年 月 日

（宛先） 立 学校長

茂原市教育委員会 印

特別支援教育就学奨励費の支給認定については、下記のとおり取り消したので、茂原市特別支援教育就学奨励費支給要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

対象児童生徒氏名	
学 年	年
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	
備 考	

茂原市特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳

整理番号

保護者等の氏名		保護者等の住所			
児童・生徒氏名					
通学状況 ☐ 寄 宿 舎 か ら 通 学 ☐ 施 設 か ら ☐ そ の 他 (自 宅)		身体障害者手帳の有無 有 無		支弁区分 ☐ I 段階(令第2条第1号該当) ☐ II 段階(令第2条第2号該当) ☐ III 段階(令第2条第3号該当) ※令:特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令	
支 給 額					
区 分	第 1 回 年 月 日	第 2 回 年 月 日	第 3 回 年 月 日	第 4 回 年 月 日	計
学校給食費					
交流及び共同学習費					
修学旅行費					
校外活動費のうち 宿泊を伴わないもの					
校外活動費のうち 宿泊を伴うもの					
学用品・通学用品購入費					
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費					
オンライン学習通信費					
計					
受 領 印					

議案第 1 号参考資料

特別支援教育就学奨励費制度の概要

1 就学奨励費の実施主体

国は、都道府県及び市町村の行う就学奨励費事業について、その経費の 2 分の 1 を負担すると規定されており、実施主体は都道府県又は市町村です。

2 奨励費の対象者

- ・ 特別支援学級の在籍児童生徒の保護者
- ・ 学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者

3 支給費目

- ・ 学校給食費
- ・ 交流及び共同学習費
- ・ 修学旅行費
- ・ 校外活動費
- ・ 学用品及び通学用品購入費
- ・ 新入学児童生徒学用品及び通学用品購入費
- ・ オンライン学習通信費

※国庫補助金を上限額として、予算の範囲内で支給します。ほとんどの費目が 2 分の 1 支給です。

支弁区分Ⅲは交流及び共同学習費のみ対象です。

※支弁区分は、保護者の収入額と需要額で決定し、Ⅰ～Ⅲに分けられます。

議案第 2 号

茂原市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の制定について

茂原市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 1 9 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(茂原市教育委員会行政組織規則の一部改正)

第 1 条 茂原市教育委員会行政組織規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 2 第 4 項中「中央公民館長」を「生涯学習課長」に改める。

(茂原市教育委員会公印規則の一部改正)

第 2 条 茂原市教育委員会公印規則（昭和53年茂原市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 （ 1 ）事務局関係中

「

茂原市中央公民館長印	5	21	てん書	中央公民館長
茂原市本納公民館長印	6	21	〃	本納公民館長

」を

「

茂原市本納公民館長之印	6	21	てん書	本納公民館長
-------------	---	----	-----	--------

」に、

別表第 1（2）小学校中

「

千葉県茂原市立茂原小学校之印（甲）	10	45	〃	〃
-------------------	----	----	---	---

」を

「

茂原市立茂原小学校之印（甲）	10	45	〃	〃
----------------	----	----	---	---

」に、

「

千葉県茂原市立本納小学校長	28	20	〃	〃
---------------	----	----	---	---

」を

「

千葉県茂原市立本納小学校長	28	21	〃	〃
---------------	----	----	---	---

」に、

「

千葉県茂原市立東部小学校長	33	21	〃	〃
---------------	----	----	---	---

」を

「

千葉県茂原市立東部小学校長印	33	21	〃	〃
----------------	----	----	---	---

」に、

別表第 1（3）中学校中

「

千葉県茂原市立富士見中学校之印（乙）	8	24	〃	〃
--------------------	---	----	---	---

」を

「

千葉県茂原市立富士見中学校印（乙）	8	24	〃	〃
-------------------	---	----	---	---

」に、

「

千葉県茂原市立南中学校印（甲）	12	45	古印体	〃
-----------------	----	----	-----	---

」を

「

千葉県茂原市立南中学校印（甲）	12	54	古印体	〃
-----------------	----	----	-----	---

」に、

「

千葉県茂原市立本納中学校長	17	20	〃	〃
千葉県茂原市立早野中学校之印（甲）	18	45	〃	〃

」を

「

千葉県茂原市立本納中学校長	17	21	〃	〃
千葉県茂原市立早野中学校（甲）	18	45	〃	〃

」に改める。

別表第2（1）事務局関係中

「

4

茂	原	市
立	図	書
館	長	印

5

茂	原	市	
中	央	公	民
館	長	印	

6

茂	原	市	
本	納	公	民
館	長	印	

7

8

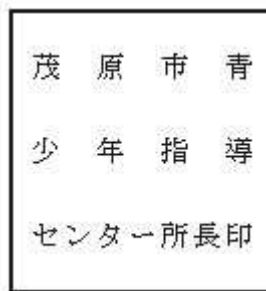
9



10



11



12



」を

「

4



5



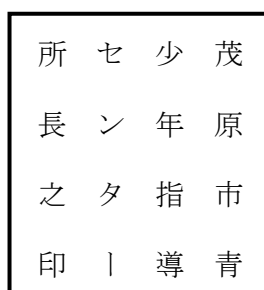
6



7



8



9



10

11



」に、

別表第2（2）小学校中

「

13



14



15



」を

「

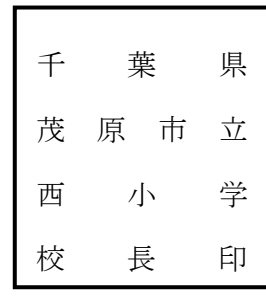
13



14



15



」に、

「

千葉県立
茂原市立
豊岡小長
学 校 小 長

千葉県市
茂原東部
立小 学 校
小 学 校

千葉県市
茂原東部
立小 学 校
小 学 校 長

」を

「

31

千葉県立
茂原市立
豊岡小長
学 校 小 長

32

千葉県市
茂原東部
立小 学 校
小 学 校

33

千葉県市
茂原東部
立小 学 校
学 校 長 印

」に、

別表第2（3）中学校中

「

7

千葉県
茂原市
富士見
中学校
学 校 之 印

8

千葉県
茂原市
富士見
中学校
学 校 之 印

9

千葉県
茂原市
茂原中
校 之 印

」を

「

7

8

9

千	茂	富	学
葉	原	士	校
県	市	見	之
	立	中	印

千	茂	富	学
葉	原	士	校
	市	見	
県	立	中	印

千	茂	茂	校
葉	原	原	之
県	市	市	印
	立	学	

」に、

「

16

千	葉	県
茂	原	市
立	本	納
中	学	校

17

千	葉	県	茂
原	市	立	本
納	中	学	校
			長

18

千	葉	県	茂	原
市	立	早	野	中
学	校	之		印

19

千	葉	県	茂	原
市	立	早	野	中
学	校	之		印

20

千	葉	県	茂	原
市	立	早	野	中
学	校	長	之	印

」を

「

16

千	葉	県
茂	原	市
立	本	納
中	学	校

17

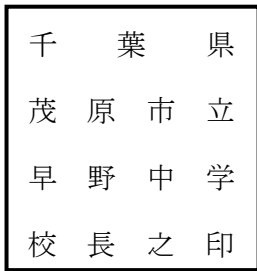
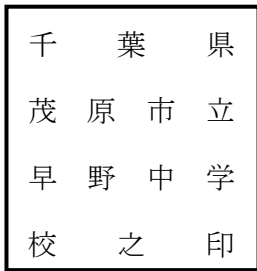
千	葉	県	茂
原	市	立	本
納	中	学	校
			長

18

千	葉	県
茂	原	市
立	早	野
中	学	校

19

20



」に改める。

（茂原市公民館管理に関する規則の一部改正）

第 3 条 茂原市公民館管理に関する規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表茂原市中央公民館の項を削り、同表茂原市本納公民館の項所管区域の欄中「Ⅱ」を「茂原市全域」に改める。

（茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則の一部改正）

第 4 条 茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則（令和 5 年茂原市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

施設の名称	電話予約の対象施設	申込受付時期
茂原市中央公民館	大会議室 小会議室 研修室 調理室 講座室 ギャラリー	使用日前 1 か月から当日まで。ただし、対象施設を午後 5 時以降に使用する電話予約を行う場合は、使用日前 1 か月から使用日前 1 週間までとする。
茂原市本納公民館	多目的ホール 会議室 研修室 調理室 音楽室・プレイルーム	

茂原市鶴枝公民館	大会議室 小会議室 研修室 料理実習室 講座室	
----------	-------------------------------------	--

」を

「

施設の名称	電話予約の対象施設	申込受付時期
茂原市本納公民館	多目的ホール 会議室 研修室 調理室 音楽室・プレイルーム	使用日前 1 か月から当日まで。ただし、対象施設を午後 5 時以降に使用する電話予約を行う場合は、使用日前 1 か月から使用日前 1 週間までとする。
茂原市鶴枝公民館	大会議室 小会議室 研修室 料理実習室 講座室	

」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 茂原市中央公民館の廃止に伴い、関係する規則について、一括して改正を
するとともに、茂原市教育委員会の公印を整理している公印台帳との字句等
の整合を図るため、所要の改正をするものです。

茂原市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則新旧対照表

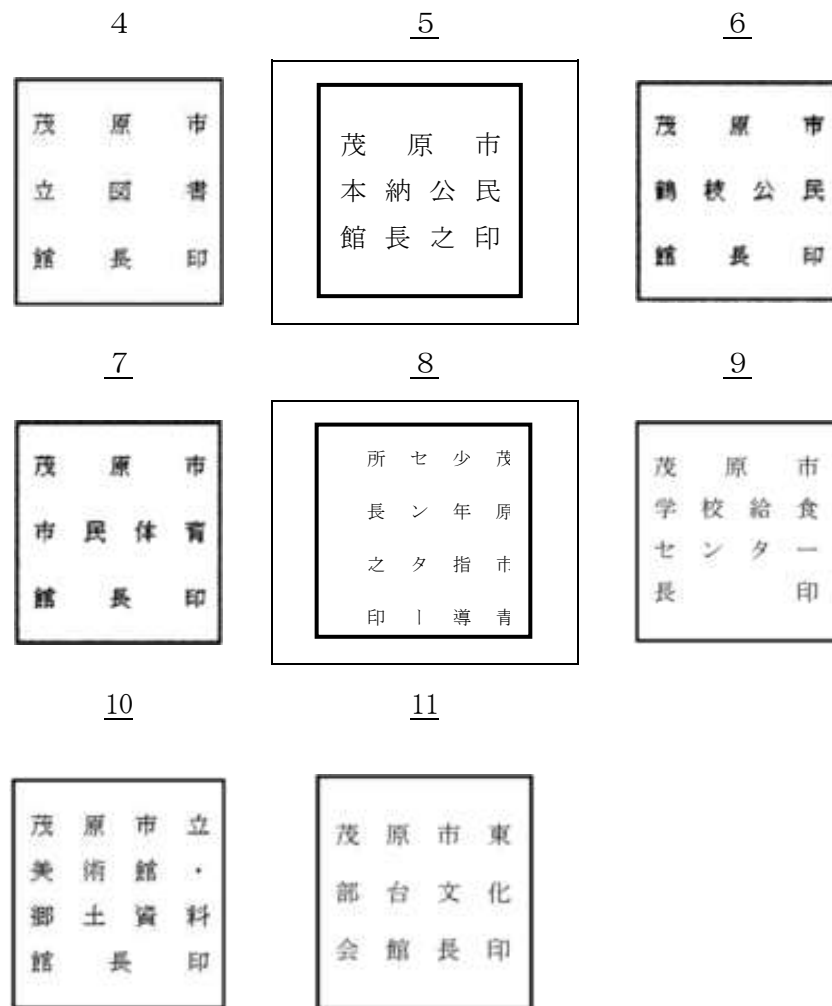
改正後					現 行				
(第 1 条関係) 茂原市教育委員会行政組織規則新旧対照表					(第 1 条関係) 茂原市教育委員会行政組織規則新旧対照表				
(生涯学習課長及び社会教育機関の協調連携)					(生涯学習課長及び社会教育機関の協調連携)				
第20条の 2 (略)					第20条の 2 (略)				
2・3 (略)					2・3 (略)				
4 <u>生涯学習課長</u> は、本条に定める趣旨が各公民館において円滑に機能するよう各公民館の連絡調整に努める。					4 <u>中央公民館長</u> は、本条に定める趣旨が各公民館において円滑に機能するよう各公民館の連絡調整に努める。				
(第 2 条関係) 茂原市教育委員会公印規則新旧対照表					(第 2 条関係) 茂原市教育委員会公印規則新旧対照表				
別表第 1					別表第 1				
名称	ひな形	規格	書体	管守者	名称	ひな形	規格	書体	管守者
(略)					(略)				
茂原市立図書館長印	4	18	古印体	図書館長	茂原市立図書館長印	4	18	古印体	図書館長
茂原市本納公民館長 <u>之</u> 印	<u>5</u>	21	てん書	本納公民館長	<u>茂原市中央公民館長印</u>	<u>5</u>	<u>21</u>	<u>てん書</u>	<u>中央公民館長</u>
茂原市鶴枝公民館長印	<u>6</u>	21	〃	鶴枝公民館長	茂原市本納公民館長印	6	21	〃	本納公民館長

改正後					現 行				
(略)					茂原市鶴枝公民館長印	7	21	〃	鶴枝公民館長
(2) 小学校					(2) 小学校				
名称	ひな形	規格	書体	管守者	名称	ひな形	規格	書体	管守者
(略)					(略)				
千葉県茂原市立豊田小学校長之印	9	21	〃	〃	千葉県茂原市立豊田小学校長之印	9	21	〃	〃
茂原市立茂原小学校之印 (甲)	10	45	〃	〃	<u>千葉県</u> 茂原市立茂原小学校之印 (甲)	10	45	〃	〃
千葉県茂原市立茂原小学校 (乙)	11	24	古印体	〃	千葉県茂原市立茂原小学校 (乙)	11	24	古印体	〃
(略)					(略)				
千葉県茂原市立本納小学校 (乙)	27	23	〃	〃	千葉県茂原市立本納小学校 (乙)	27	23	〃	〃
千葉県茂原市立本納小学校長	28	<u>21</u>	〃	〃	千葉県茂原市立本納小学校長	28	<u>20</u>	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校 (甲)	29	45	〃	〃	千葉県茂原市立豊岡小学校 (甲)	29	45	〃	〃
(略)					(略)				
千葉県茂原市立東部小学校 (乙)	32	24	てん書	〃	千葉県茂原市立東部小学校 (乙)	32	24	てん書	〃
千葉県茂原市立東部小学校長 <u>印</u>	33	21	〃	〃	千葉県茂原市立東部小学校長	33	21	〃	〃

改正後					現 行				
(3) 中学校					(3) 中学校				
名称	ひな形	規格	書体	管主者	名称	ひな形	規格	書体	管主者
(略)					(略)				
千葉県茂原市立富士見中学校之印 (甲)	7	45	古印体	〃	千葉県茂原市立富士見中学校之印 (甲)	7	45	古印体	〃
千葉県茂原市立富士見中学校印 (乙)	8	24	〃	〃	千葉県茂原市立富士見中学校之印 (乙)	8	24	〃	〃
千葉県茂原市立茂原中学校之印 (甲)	9	45	〃	〃	千葉県茂原市立茂原中学校之印 (甲)	9	45	〃	〃
(略)					(略)				
千葉県茂原市立茂原中学校長之印	11	21	てん書	〃	千葉県茂原市立茂原中学校長之印	11	21	てん書	〃
千葉県茂原市立南中学校印 (甲)	12	<u>54</u>	古印体	〃	千葉県茂原市立南中学校印 (甲)	12	<u>45</u>	古印体	〃
千葉県茂原市立南中学校印 (乙)	13	24	〃	〃	千葉県茂原市立南中学校印 (乙)	13	24	〃	〃
(略)					(略)				
千葉県茂原市立本納中学校 (乙)	16	23	〃	〃	千葉県茂原市立本納中学校 (乙)	16	23	〃	〃
千葉県茂原市立本納中学校長	17	<u>21</u>	〃	〃	千葉県茂原市立本納中学校長	17	<u>20</u>	〃	〃
千葉県茂原市立早野中学校 (甲)	18	45	〃	〃	千葉県茂原市立早野中学校之印 (甲)	18	45	〃	〃
千葉県茂原市立早野中学校之印 (乙)	19	24	古印体	〃	千葉県茂原市立早野中学校之印 (乙)	19	24	古印体	〃
(略)					(略)				

改正後

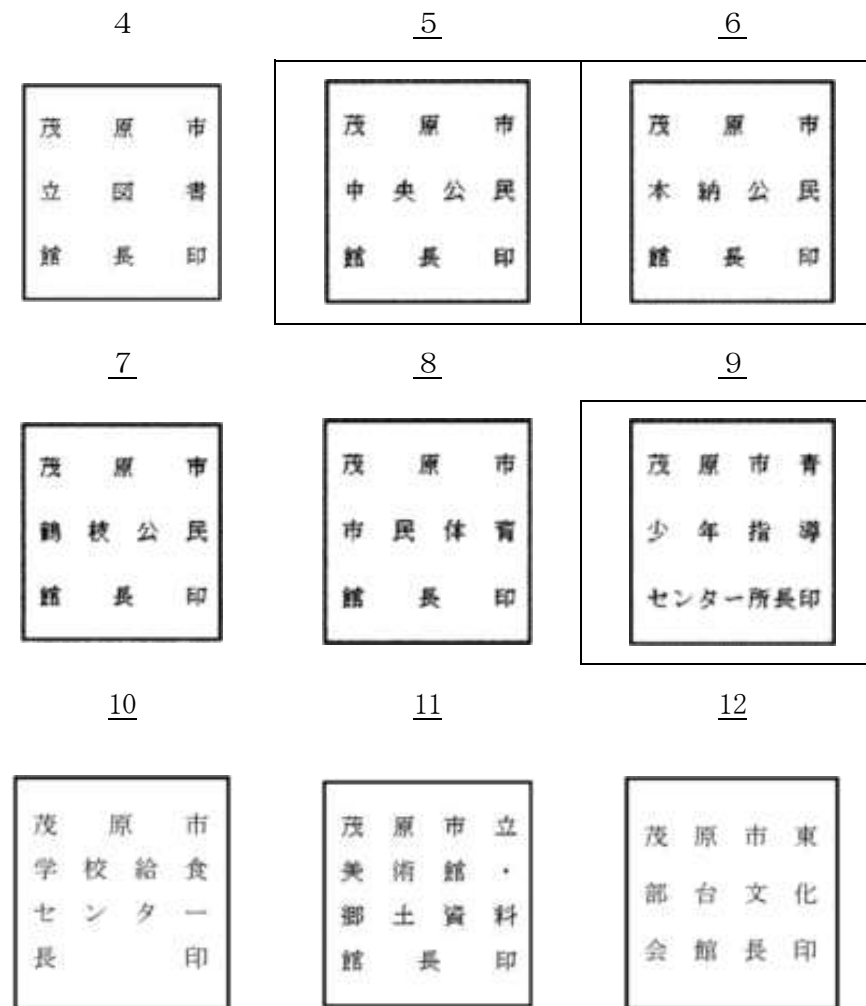
別表第2



(2) 小学校
(1～12 略)

現行

別表第2



(2) 小学校
(1～12 略)

改正後			現 行		
13	14	15	13	14	15
西 茂 千 小 原 葉 学 市 県 校 立 県	西 茂 千 小 原 葉 学 市 県 校 立 県	千 葉 県 茂 原 市 立 西 小 学 校 長 印	西 茂 千 小 原 葉 学 市 県 校 立 県	西 茂 千 小 原 葉 学 市 県 校 立 県	小 原 千 学 市 葉 校 立 県 長 西 茂 印
(16～30 略)			(16～30 略)		
31	32	33	31	32	33
千 葉 県 茂 原 市 立 豊 岡 小 学 校 長	千 葉 県 茂 原 市 部 立 東 校 小 学 校	千 葉 県 茂 原 市 立 東 部 小 学 校 長 印	千 葉 県 茂 原 市 立 豊 岡 小 学 校 長	千 葉 県 茂 原 市 部 立 東 校 小 学 校	千 葉 県 茂 原 市 部 立 東 校 小 学 校 長
(3) 中学校 (1～6 略)			(3) 中学校 (1～6 略)		
7	8	9	7	8	9
学 富 茂 千 校 士 原 葉 之 見 市 県 印 申 立 県	学 富 茂 千 校 士 原 葉 之 見 市 県 印 申 立 県	校 茂 茂 千 之 原 原 葉 印 中 市 県 学 立 県	学 富 茂 千 校 士 原 葉 之 見 市 県 印 申 立 県	学 富 茂 千 校 士 原 葉 之 見 市 県 印 申 立 県	校 茂 茂 千 之 原 原 葉 印 中 市 県 学 立 県

改正後		現 行	
(10～15 略)		(10～15 略)	
16	17	16	17
千葉県市納校 千葉県市納校 千葉県市納校	千葉県茂原市立本納中学校長 千葉県茂原市立本納中学校長 千葉県茂原市立本納中学校長	千葉県市納校 千葉県市納校 千葉県市納校	千葉県茂原市立本納中学校長 千葉県茂原市立本納中学校長 千葉県茂原市立本納中学校長
18		18	
千葉県市野校 千葉県市野校 千葉県市野校		千葉県茂原市立本納中学校 千葉県茂原市立本納中学校 千葉県茂原市立本納中学校	
19	20	19	20
千葉県立早野中学校之印 千葉県立早野中学校之印 千葉県立早野中学校之印	千葉県立早野中学校長之印 千葉県立早野中学校長之印 千葉県立早野中学校長之印	千葉県茂原市立早野中学校之印 千葉県茂原市立早野中学校之印 千葉県茂原市立早野中学校之印	千葉県茂原市立早野中学校長之印 千葉県茂原市立早野中学校長之印 千葉県茂原市立早野中学校長之印
(第3条関係) 茂原市公民館の管理に関する規則新旧対照表		(第3条関係) 茂原市公民館の管理に関する規則新旧対照表	
別表		別表	
名称	所管区域	名称	所管区域
茂原市本納公民館	茂原市全域	茂原市中央公民館	茂原市全域
(略)		茂原市本納公民館	〃

改正後			現 行		
(第 4 条関係) 茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則新旧対照表			(略)		
別表（第 3 条第 2 項及び第 9 条）			別表（第 3 条第 2 項及び第 9 条）		
施設の名称	電話予約の対象施設	申込受付時期	施設の名称	電話予約の対象施設	申込受付時期
茂原市本納公民館	多目的ホール 会議室 研修室 調理室 音楽室・プレイルーム	使用日前 1 か月から当日まで。ただし、対象施設を午後 5 時以降に使用する電話予約を行う場合は、使用日前 1 か月から使用日前 1 週間までとする。	茂原市中央公民館	大会議室 小会議室 研修室 調理室 講座室 ギャラリー	使用日前 1 か月から当日まで。ただし、対象施設を午後 5 時以降に使用する電話予約を行う場合は、使用日前 1 か月から使用日前 1 週間までとする。
茂原市鶴枝公民館	大会議室 小会議室 研修室 料理実習室 講座室		茂原市本納公民館	多目的ホール 会議室 研修室 調理室 音楽室・プレイルーム	
茂原市市民体育館	大体育室	使用日前 2 週間から当日まで	茂原市鶴枝公民館	大会議室 小会議室 研修室 料理実習室 講座室	
(略)			茂原市市民体育館	大体育室	

改正後	現 行
	(略)

附 則（令和6年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 3 号

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 1 9 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

茂原市教育委員会処務規程（令和 4 年茂原市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第 2 中

「

機関名	専決事項	教育長	部長	館長
中 央 公 民 館	1 使用の許可、使用許可の取消し 及び使用制限			○
	2 使用料の徴収、減免及び還付			○
	3 入館の制限			○

」

を削り、同表中

「

機関名	専決事項	教育長	部長	中央公民館長	館長
-----	------	-----	----	--------	----

」を

「

機関名	専決事項	教育長	部長	生涯学習課長	館長
-----	------	-----	----	--------	----

」に改める。

別表第3 教育部の部中央公民館の項を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 茂原市中央公民館の廃止に伴い、所要の改正をするものです。

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後						現 行					
別表第 2（第12条） 個別専決事項 (削除)						別表第 2（第12条） 個別専決事項					
機関名	専決事項	教育長	部長	<u>生涯学習課長</u>	館長	機関名	専決事項	教育長	部長	<u>中央公民館館長</u>	館長
本納公民館・鶴枝公民館	1 使用の許可、使用許可の取消し及び使用制限				○	本納公民館・鶴枝公民館	1 使用の許可、使用許可の取消し及び使用制限				○
	2 使用料の徴収、減免及び還付				○		2 使用料の徴収、減免及び還付				○
	3 入館の制限				○		3 入館の制限				○

改正後			現 行		
別表第 3 （第15条）			別表第 3 （第15条）		
部名	課名	文書記号	部名	課名	文書記号
教育部	教育総務課	茂教総	教育部	教育総務課	茂教総
	学校教育課	茂教学		学校教育課	茂教学
	生涯学習課	茂教生		生涯学習課	茂教生
	体育課	茂教体		体育課	茂教体
	学校給食センター	茂教給		学校給食センター	茂教給
	本納公民館	茂本公		<u>中央公民館</u>	<u>茂中公</u>
	鶴枝公民館	茂鶴公		本納公民館	茂本公
	青少年指導センター	茂教青		鶴枝公民館	茂鶴公
	美術館・郷土資料館	茂教美		青少年指導センター	茂教青
	東部台文化会館	茂教東		美術館・郷土資料館	茂教美
				東部台文化会館	茂教東

附 則（令和 6 年〇月〇日茂原市教育委員会訓令第〇号）
この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第4号

茂原市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市立図書館規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月19日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立図書館規則の一部を改正する規則

茂原市立図書館規則（昭和48年茂原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条から第10条までを次のように改める。

（業務範囲）

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 施設の維持管理及び運営に関する業務
- （2） 図書館法（昭和25年法律第118号）第3条各号に掲げる事業を行うために必要な業務
- （3） 総務に関する業務
- （4） 施設利用に関する業務
- （5） 利用者への奉仕に関する業務
- （6） 各種事業の企画及び実施に関する業務
- （7） 館外奉仕の運営に関する業務
- （8） 安全対策及び監視体制に関する業務
- （9） 実習受入れ、研修会等に関する業務
- （10） 学校図書館との連携に関する業務

(1 1) 図書館の備品に関する業務

(1 2) 個人情報保護に関する業務

(1 3) 市民及び利用者の苦情に関する業務

(1 4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(図書館協議会)

第3条 茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和47年茂原市条例第67号）第12条に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選任されるまでの間に開催される会議については、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利用状況等の報告)

第5条 館長は、図書館の諸利用月報を作成し、速やかに教育長に提出しなければならない。

(個人貸出し)

第6条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、本市に住所を有し、又は通勤若しくは通学している者及び長生郡在住、市原市在住、いすみ市在住、勝浦市在住、大多喜町在住及び御宿町在住の者とする。ただし、館長が必要と認めた者については、この限りでない。

(図書館カード)

第7条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、図書館カード申込書を館長に提出し、その登録を経た後、図書館カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。

- 2 図書館カードの有効期間は、交付の日後利用者の3回目の誕生日が経過するまでの期間とする。
- 3 図書館カード申込書の記載事項に変更があった場合又は図書館カードを紛失若しくは汚損した場合に利用者は、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
- 4 交付を受けた図書館カードは、第三者に貸与又は譲渡してはならない。
- 5 図書館カードが登録者本人以外の者によって使用され、損害が生じた場合、その責は登録者本人に帰するものとする。

(貸出資料数及び貸出期間)

第8条 利用者が同時に貸出しを受けることができる図書館資料の数は、次のとおりとする。ただし、本市に住所を有し、又は通勤若しくは通学している者以外の利用者が同時に貸出しを受けることができる図書館資料の数は、合わせて5点以内とする。

種類	資料数		
図書・雑誌・紙芝居	10点以内		合わせて10点以内
C D	3点以内	合わせて3点以内	
D V D	1点		

- 2 図書館資料の貸出期間は、2週間以内とする。
- 3 前項の規定による貸出期間を延長して、利用者が引き続き当該図書館資料（予約のある資料及び本市以外の図書館等所有の資料を除く。）の貸出しを受けようとするときは、貸出期間の満了3日前から満了日の間に館長に申し出て、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定により引き続き貸出しを受ける期間は、第2項の貸出期間が満了することとなる日の翌日から2週間以内とする。

(貸出しの期限)

第9条 館長は、前条第2項の貸出期間又は前条第4項の引き続き貸出しを受ける期間内に貸出しを受けた図書館資料を返納しなかった利用者に対し、館長が別に定める期間図書館資料の貸出しを制限することができる。

(団体貸出し)

第10条 図書の貸出しを受けることのできる者は、市内の各種機関又は団体等で、館長

が団体貸出しを適当と認めたものとする。

2 図書の団体貸出しを受けようとする者は、団体貸出申込書の交付を受け、これにより申し込まなければならない。

3 同時に貸出しを受けることのできる図書は、1機関又は1団体につき100冊以内とし、その貸出期間は1月以内とする。

第10条の2及び第11条を削る。

第12条から第14条までを次のように改める。

(指定管理者による管理)

第14条 この規則の適用については、第5条、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条第3項、第9条、第10条第1項、第12条及び前条中「館長」とあるのは「指定管理者」とする。

第14条の2から第17条までを削る。

第18条中「もつて」を「もって」に改め、同条を第11条とする。

第19条を削り、第20条を第12条とし、第21条を第13条とし、第22条を第15条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 図書館の指定管理者の指定に伴い、業務範囲を明確に規定し、また、実態に合わせた貸出内容等とするため、所要の改正をするものです。

茂原市立図書館規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<u>(業務範囲)</u> <u>第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。</u> (1) <u>施設の維持管理及び運営に関する業務</u> (2) <u>図書館法（昭和25年法律第118号）第3条各号に掲げる事業を行うために必要な業務</u> (3) <u>総務に関する業務</u> (4) <u>施設利用に関する業務</u> (5) <u>利用者への奉仕に関する業務</u> (6) <u>各種事業の企画及び実施に関する業務</u> (7) <u>館外奉仕の運営に関する業務</u> (8) <u>安全対策及び監視体制に関する業務</u> (9) <u>実習受入れ、研修会等に関する業務</u> (10) <u>学校図書館との連携に関する業務</u> (11) <u>図書館の備品に関する業務</u> (12) <u>個人情報保護に関する業務</u> (13) <u>市民及び利用者の苦情に関する業務</u> (14) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務</u> <u>(図書館協議会)</u> <u>第3条 茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和47年茂原市条例第67号）第12条に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長をそれぞれ1名置く。</u> <u>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</u>	<u>(職員)</u> <u>第2条 図書館に事務職員を置き、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</u> <u>(職員の職及び職務)</u> <u>第3条 図書館に館長その他必要な職員を置く。</u> <u>2 館長は、上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員の指揮監督</u>

改正後	現 行
<u>3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</u> <u>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> <u>(会議)</u> <u>第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選任されるまでの間に開催される会議については、教育長が招集する。</u> <u>2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</u> <u>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> <u>(利用状況等の報告)</u> <u>第5条 館長は、図書館の諸利用月報を作成し、速やかに教育長に提出しなければならない。</u>	<u>をする。</u> <u>3 その他の職員は、上司の命を受け、図書館の事務に従事する。</u> <u>(係の設置)</u> <u>第4条 図書館に次の係を置く。</u> <u>管理係</u> <u>奉仕係</u> <u>(分掌事務)</u> <u>第5条 図書館の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 図書館の庶務に関すること。</u> <u>(2) 図書館の予算の経理その他会計事務に関すること。</u> <u>(3) 他の機関との連絡及び調整に関すること。</u> <u>(4) 図書館協議会に関すること。</u> <u>(5) 図書館資料の選択、受入れ、整理及び改廃に関すること。</u> <u>(6) 図書館資料の目録及び索引の作成に関すること。</u> <u>(7) 図書館資料の統計に関すること。</u> <u>(8) 図書館資料の館内利用及び館外利用に関すること。</u> <u>(9) 読書センターの設置及び運営に関すること。</u>

改正後	現 行
<u>(個人貸出し)</u> <u>第6条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、本市に住所を有し、又は通勤若しくは通学している者及び長生郡在住、市原市在住、いすみ市在住、勝浦市在住、大多喜町在住及び御宿町在住の者とする。ただし、館長が必要と認めた者については、この限りでない。</u> <u>(図書館カード)</u> <u>第7条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、図書館カード申込書を館長に提出し、その登録を経た後、図書館カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。</u> <u>2 図書館カードの有効期間は、交付の日後利用者の3回目の誕生日が経過するまでの期間とする。</u> <u>3 図書館カード申込書の記載事項に変更があった場合又は図書館カードを紛失若しくは汚損した場合に利用者は、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。</u> <u>4 交付を受けた図書館カードは、第三者に貸与又は譲渡してはならない。</u> <u>5 図書館カードが登録者本人以外の者によって使用され、損害が生じた場合、その責は登録者本人に帰するものとする。</u> <u>(貸出資料数及び貸出期間)</u> <u>第8条 利用者が同時に貸出しを受けることができる図書館資料の数は、次のとおりとする。ただし、本市に住所を有し、又は通勤若しくは通学している者以外の利用者が同時に貸出しを受けることができる図書館資料の数</u>	<u>(10) その他図書館の事業に関すること。</u> <u>第6条から第9条まで 削除</u>

改正後

は、合わせて5点以内とする。

種類	資料数		
図書・雑誌・紙芝居	10点以内		合わせて10点以内
CD	3点以内	合わせて3点以内	
DVD	1点		

2 図書館資料の貸出期間は、2週間以内とする。

3 前項の規定による貸出期間を延長して、利用者が引き続き当該図書館資料（予約のある資料及び本市以外の図書館等所有の資料を除く。）の貸出しを受けようとするときは、貸出期間の満了3日前から満了日の間に館長に申し出て、その承認を受けなければならない。

4 前項の規定により引き続き貸出しを受ける期間は、第2項の貸出期間が満了することとなる日の翌日から2週間以内とする。

（貸出しの期限）

第9条 館長は、前条第2項の貸出期間又は前条第4項の引き続き貸出しを受ける期間内に貸出しを受けた図書館資料を返納しなかった利用者に対し、館長が別に定める期間図書館資料の貸出しを制限することができる。

（団体貸出し）

第10条 図書の貸出しを受けることのできる者は、市内の各種機関又は団体等で、館長が団体貸出しを適当と認めたものとする。

2 図書の団体貸出しを受けようとする者は、団体貸出申込書の交付を受け、これにより申し込まなければならない。

現 行

（図書館協議会）

第10条 茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和47年茂原市条例第67号）第12条に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

改正後	現 行
<u>3 同時に貸出しを受けることのできる図書は、1 機関又は1 団体につき100 冊以内とし、その貸出期間は1 月以内とする。</u>	<u>3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</u> <u>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> <u>(会議)</u> <u>第10条の2 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</u> <u>2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</u> <u>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> <u>(利用状況等の報告)</u> <u>第11条 館長は、図書館の諸利用月報を作成し、速やかに教育長に提出しなければならない。</u> <u>第12条から第14条まで 削除</u> <u>(個人貸出し)</u> <u>第14条の2 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、本市に住所を有し、又は通勤若しくは通学している者とする。ただし、館長が必要と認めた者については、この限りでない。</u> <u>(図書館カード)</u> <u>第15条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、図書館カード申込書を館長に提出し、その登録を経た後、図書館カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。</u> <u>2 図書館カードの有効期間は、交付の日後利用者の3 回目の誕生日が経過</u>

改正後	現 行													
	<u>するまでの期間とする。</u> 3 <u>図書館カード申込書の記載事項に変更があつた場合又は図書館カードを紛失若しくは汚損した場合に利用者は、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。</u> 4 <u>交付を受けた図書館カードは、第三者に貸与又は譲渡してはならない。</u> 5 <u>図書館カードが登録者本人以外の者によつて使用され、損害が生じた場合、その責は登録者本人に帰するものとする。</u> <u>(貸出資料数及び貸出期間)</u> 第15条の2 <u>利用者が同時に貸出しを受けることができる図書館資料の数は、次のとおりとする。</u> <table><tr><th>種類</th><th colspan="3">資料数</th></tr><tr><td>図書・雑誌・紙芝居</td><td colspan="2">10点以内</td><td rowspan="3">合わせて10点以内</td></tr><tr><td>C D</td><td>3点以内</td><td rowspan="2">合わせて3点以内</td></tr><tr><td>D V D</td><td>1点</td></tr></table> 2 <u>図書館資料の貸出期間は2週間以内とする。</u> 3 <u>前項の規定による貸出期間を延長して、利用者が引き続き当該図書館資料（予約のある資料及び本市以外の図書館等所有の資料を除く。）の貸出しを受けようとするときは、貸出期間の満了3日前から満了日の間に館長に申し出て、その承認を受けなければならない。</u> 4 <u>前項の規定による引き続き貸出しを受ける期間は、第2項の貸出期間が満了することとなる日の翌日から2週間以内とする。</u> <u>(貸出しの制限)</u>	種類	資料数			図書・雑誌・紙芝居	10点以内		合わせて10点以内	C D	3点以内	合わせて3点以内	D V D	1点
種類	資料数													
図書・雑誌・紙芝居	10点以内		合わせて10点以内											
C D	3点以内	合わせて3点以内												
D V D	1点													

改正後	現 行
(損害の賠償) <u>第11条</u> 利用中の図書館資料を亡失し、又は著しく汚破損した者は、同等の価格の現品又は相当の代価を<u>もって</u>賠償しなければならない。	<u>第15条の3</u> 館長は、前条第2項の貸出期間又は前条第4項の引き続き貸出しを受ける期間内に貸出しを受けた図書館資料を返納しなかつた利用者に対し、館長が別に定める期間図書館資料の貸出しを制限することができる。 <u>(団体貸出し)</u> <u>第16条</u> 図書の団体貸出しを受けることのできる者は、市内の各種機関又は団体等で、館長が団体貸出しを適当と認めたものとする。 <u>2</u> 図書の団体貸出しを受けようとする者は、団体貸出申込書の交付を受け、これにより申し込まなければならない。 <u>3</u> 同時に貸出しを受けることのできる図書は、1機関又は1団体につき100冊以内とし、その貸出期間は1月以内とする。 <u>(読書センター)</u> <u>第17条</u> 館長は、必要と認めたときは、市内1自治会内1カ所の読書センターを置くことができる。 <u>2</u> 館長は、読書センターを設置しようとするときは、当該自治会より1名の責任者を選任し、読書センター設置契約書を取り交わすものとする。 <u>3</u> 設置期間は1年とし、1センター当たりの定置図書は、400冊以内とする。ただし、1月につき1回、図書の一部又は全部の交換を行うことができる。 (損害の賠償) <u>第18条</u> 利用中の図書館資料を亡失し、又は著しく汚破損した者は、同等の価格の現品又は相当の代価を<u>もって</u>賠償しなければならない。 <u>(宅配貸出し)</u>

改正後	現 行
(資料の受贈) <u>第12条</u> (略) (館外貸出しを禁ずる資料) <u>第13条</u> (略) (指定管理者による管理) <u>第14条</u> この規則の適用については、第5条、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条第3項、第9条、第10条第1項、第12条及び前条中「館長」とあるのは「指定管理者」とする。 (委任) <u>第15条</u> (略)	<u>第19条</u> 館長は、重度身体障害者、ねたきり老人等特別の理由によつて来館できない者に対し、図書館資料を宅配によつて貸出しすることができる。 <u>2</u> 第14条の2、第15条及び第15条の2の規定は、宅配貸出しについて準用する。 (資料の受贈) <u>第20条</u> (略) (館外貸出しを禁ずる資料) <u>第21条</u> (略) (委任) <u>第22条</u> (略)

附 則（令和6年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号

令和 6 年度茂原市の教育方針及び重点施策について

茂原市教育委員会は、令和 6 年度茂原市の教育方針及び重点施策を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 1 9 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

提案理由 茂原市教育施策の大綱に基づき、令和 6 年度の教育方針及び重点施策を定めるものです。

令和6年度茂原市の教育基本方針及び重点施策

情報化、グローバル化、少子高齢化が加速度的に進展する世の中であって、教育に対する期待は益々大きくなってきています。そこで『茂原市教育施策の大綱』に基づき、「人づくり」を中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、令和6年度茂原市の教育基本方針及び重点施策を次のように定め、各種事業を実施します。

基本方針 1

社会で生きる力の育成

(1) 確かな学力の育成

問題解決的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めます。また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図ります。

【令和6年度の取り組み】

- ・ 特色ある学校経営及び学習指導要領の実施、カリキュラム・マネジメントの促進に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びや思考力・判断力・表現力等の育成の視点からの授業改善と多様な体験活動を推進します。
- ・ 校長、教頭、教務主任、若年層教員の研修会や、茂原市教育研究協議会の研修において、自己の課題意識に基づいた自主的な研修を進め、教員の資質向上を図ります。
- ・ 「全国学力・学習状況調査」の結果を基にした指導方法の改善などにより、個に応じた指導を取り入れ、児童生徒の学力の向上を図ります。
- ・ インクルーシブ教育システムの構築を目指し、多様な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣などを通して、特別支援教育の充実に努めます。
- ・ 「茂原市立中学校部活動ガイドライン」に則り、各中学校は「学校の部活動に係る活動方針」を作成し、スポーツや文化等を通して、生徒が健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むために、バランスの取れた活動に努めます。
- ・ 休日の学校部活動地域移行については、柔道部を対象（7月までは学校部活動との並立可）として実施し、バレーボール部についても地域移行の準備を開始します。また、令和7年度に全ての休日の学校部活動地域移行の準備を開始するため、課題の整理、

体制づくり等を行いながら地域の持続可能で多様なスポーツ活動・文化活動の環境づくりに努めます。

- ・本市における特色ある教育を推進するため、茂原市全体で段階的に小中一貫教育を実施するとともに、その課題等について、茂原市小中一貫教育推進委員会で検討します。

（２）幼児教育・保育の充実

遊びを通しての総合的な指導の中で、生きる力の基礎を育む教育を推進するとともに、円滑な接続を見通した幼保小連携を図り、子どもが幼児期から小学校生活になじめるよう、就学前の教育・保育の充実を図ります。

【令和６年度の取り組み】

- ・基礎的な能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努めます。
- ・小学校への円滑な接続を図るための、幼保小連携の体制づくりを推進します。
- ・幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。

（３）国際理解教育の推進

グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、A L T等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生等海外派遣事業の継続を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。

【令和６年度の取り組み】

- ・小中学校における外国語科等において、教員の指導力の向上のための研修の充実を図ります。また、A L Tを各校に配置してネイティブの発音に触れる機会を確保し、指導の充実に努めます。
- ・中学生等海外派遣等事業では、中学生及び教員等を国内の国際交流体験施設に派遣します。

（４）生涯学び、活躍できる環境の整備

多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努め、市民の知識・技術の習得をサポートします。また、その技術等を活用する場を設けることで、生涯を通じて活躍できる環境の整備に努めます。

【令和 6 年度の取り組み】

- ・「市民カレッジ」等の開催により、幅広いジャンルの講座を提供する事で、新たな知識を得たり掘り下げたり出来るよう魅力ある題材の提供に努めます。
- ・市民の要望に応じて、地域社会の一員として生活するために必要な知識や情報を提供する「職員出前講座」の普及を図ります。
- ・生涯学習ガイドブック等により参加してみたい講座やイベントに関する情報提供に努めます。
- ・国・各自治体の施設や関連機関と連携を図り、市民の多様化するニーズに対応できるよう協力体制を整備します。
- ・公民館及び東部台文化会館では、多様なニーズにあった主催教室や、講座を開催し、市民の学習意欲に応え、教養の向上を図ります。
- ・美術館・郷土資料館では、美術実技講座による作品を創り上げる機会の提供や、学芸員による美術収蔵品展の解説会、バックヤードツアー（収蔵庫見学会）、歴史セミナー、古文書講座、親子で学ぶ歴史講座等の開催及び美術収蔵品のデジタル情報提供により、郷土の美術、歴史を学ぶ機会の提供に努めます。
- ・市立図書館は、市民の利便性の向上、図書館機能の充実を目的に、令和 7 年春頃に「茂原ショッピングプラザアスモ」に移転します。新たな施設は、市民が気軽に利用でき、また、自主的に生涯学習に取り組める環境を目指します。

（５）情報教育（情報活用能力の育成）の推進

情報化が急速に進展する社会生活の中で、日常的にＩＣＴを活用していく力が求められています。学校生活や学習においても、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のＩＣＴ環境の整備とＩＣＴを活用した学習活動の充実を図ります。

【令和 6 年度の取り組み】

- ・児童生徒用タブレットＰＣを活用し、学習活動の充実を図ります。
- ・ＩＣＴ支援員が、授業支援や校内研修などを行うことにより、教員の指導力向上を図り学校のＩＣＴ教育の充実を図ります。

(1) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実

「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に推進します。

また、子どもの生命・身体を守るため、相談体制の充実を図ります。

【令和6年度の取り組み】

- ・「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、より効果的にいじめ防止に取り組みます。
- ・いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に進めます。
- ・茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。

(2) 道徳教育の推進

「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進に向け、教員の指導力向上のための研修の充実を図り、子どもたち一人一人が、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。

【令和6年度の取り組み】

- ・道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ、「考え、議論する道徳」を意識した指導方法の工夫・改善に努めます。
- ・教育活動全体を通じて、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に努めます。

(3) 読書活動の推進

子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの生活により身近な幼・保・こども園と学校での読書活動の重要性が高まっています。

市立図書館と連携し、幼・保・こども園においては、読書の楽しさを伝え、また学校においては、学校図書館と学校司書を活用した読書活動と学習活動の充実に努めます。

【令和6年度の取り組み】

- ・読書の楽しさや喜びを感じさせることで、豊かな心情を養います。また、学校におい

ては、国語科を中心に各教科等での学校図書館の活用を推進します。

- ・学校司書が配置された全ての小学校で、読書活動や環境整備だけでなく、学習活動の充実に努めます。また、小学校と中学校が連携して読書活動を推進します。
- ・学校図書館の活用を推進するため、資料の充実を図るとともに、司書教諭や学校司書等の資質の向上に努めます。また、市立図書館は、学校図書館の資料の補完に努めます。
- ・学校図書館支援ボランティアを対象に、読み聞かせ等に関する情報提供を行うなど、読書環境の整備体制を充実させます。
- ・「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本に親しみながら成長していくために、学校図書館・市立図書館及び教育委員会とのさらなる連携体制整備の強化を図ります。
- ・「茂原市子ども読書活動推進会議」を開催し、第四次推進計画に係る各施策に基づいて行った事業の進捗状況を点検し、その結果を翌年度へフィードバックし、活用します。

（４）青少年の健全育成と家庭教育の充実

青少年指導センターを中心に関係機関、団体、地域と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り、青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年に有害な社会環境・インターネット環境の浄化活動に取り組むとともに、インターネットの適切な使用の啓発に努めます。

子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子どもの人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図ります。

【令和６年度の取り組み】

- ・青少年が集まりやすい場所の巡回を強化し、関係機関と情報を共有しながら非行の防止や早期発見に努めます。
- ・広報紙や啓発物品の配布を通して、相談しやすい窓口となるように啓発活動に努めます。
- ・インターネット上に潜む危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図るとともにネットパトロールを実施し、SNS上のトラブル防止に努めます。
- ・青少年の健全育成体制の充実を図るため、補助金の交付や団体事務局の運営等を通じて青少年育成茂原市民会議、青少年相談員、子ども会等の活動を支援します。

- ・子ども会の活動支援を通して、青少年の奉仕活動・体験活動の推進に努めます。
- ・3歳児、小学校入学を控えた児童、幼稚園児・小学生の保護者に向けて子育て等に関する知識や保護者同士の繋がりを得られる機会を提供し、家庭教育の充実に努めます。

基本方針 3

芸術文化・スポーツの振興

(1) 芸術文化の振興

美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努めます。文化協会の組織充実を図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。

【令和6年度の取り組み】

- ・茂原市文化協会の組織の充実を支援するとともに、市民の文化活動の意欲の向上と発表の場を確保するため文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。
- ・歌舞伎、能・狂言、ミュージカルなどの芸術鑑賞会を企画するとともに、小中学生を対象とした音楽鑑賞教室を6校で開催し、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。
- ・文化会館まつりを開催し、日頃の文化活動の発表の場を確保するとともに、市民に文化活動の情報を提供します。
- ・美術館では、優れた美術品を展示する年10回の収蔵品展と、年18回の市民美術展、小中学校作品展等の展覧会の開催及び各展覧会の映像配信により、鑑賞と発表の機会を提供します。

(2) スポーツ環境の充実

市民スポーツの活動拠点となる市民体育館を安全に利用することができる充実した施設となるよう整備を図るとともに、学校体育施設等の開放を活用し、身近な場所でもスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。

【令和6年度の取り組み】

- ・市民体育館は、体育施設の役割を十分に発揮できるよう、安全安心で、衛生的な施設として利用者に良好な環境を提供するため、施設の適切な維持管理に努めます。東部

台文化会館は、昨年度、体育センターに設置した空調機を活用し、利用者の利便性の向上及び快適な環境の提供に努めます。また、衛生環境の改善に努めます。今後も、各施設においては、本市のスポーツ活動の拠点として充実した施設となるように環境整備を進めます

- ・学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域に開放し、環境整備に努めます。

（３）スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションを通して、様々なニーズや志向に合わせた事業を実施し、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立および活動を支援します。

【令和６年度の取り組み】

- ・「市民ひとり１スポーツ」を目標とし、市民の健康づくり、体力づくりを推進するため、本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」や気軽に行える「ウォーキング」を推奨し、スポーツをする習慣をつくる意識啓発に努めます。
- ・茂原市スポーツ大使（６名）の活躍を市公式ＳＮＳなどで周知し、市民のスポーツへの関心度向上に努めます。
- ・本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」の普及に努め、スポーツへの関心や意欲の向上を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブについては、引き続き既存クラブの活動を支援するとともに、各地域でのスポーツ推進に努めるほか、市民体育館を拠点とする中央型クラブの設立について研究、協議します。

基本方針４

茂原を愛する心の育成

（１）郷土愛の育成

ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置づけるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を育成します。

【令和６年度の取り組み】

- ・児童生徒の発達段階に応じ、茂原市の歴史・伝統文化・産業・自然環境等の内容につ

いて、社会科を中心とした学習に位置づけます。

- ・総合的な学習の時間を中心に、小学校では地域安全マップの作成や職場見学（施設見学）、中学校では出前授業や職業調べ等を実施します。
- ・経済的理由により修学の困難な方に対して、必要な奨学資金を貸付することで有為な人材の育成に努めるとともに、国の奨学金制度が充実してきていることから、奨学資金貸付の在り方について検討します。

（２）安全・安心な教育環境の整備

学校施設の老朽化対策については、学校再編との整合性を取りながら計画的に整備し、施設の安全性の確保を図るとともに、適正な管理に努めます。また、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。

【令和６年度の取り組み】

- ・老朽化対策や、衛生環境の改善などが必要な学校施設について、危険性、緊急性を考慮し、学校再編との整合性を取りながら整備、修繕等を行い、教育環境の充実に努めます。
- ・関係機関と協力し、通学路の安全確保を図ります。
- ・子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、「茂原市学校再編第二次実施計画」に基づき、学校再編を推進します。
- ・社会教育施設・文化施設の適切な整備・維持管理に努めるとともに、利便性の向上に配慮し設備等の充実に努めます。

（３）伝統文化の維持継承・振興

貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、郷土資料の収集・整理を進め、美術館・郷土資料館に展示することで、地域の文化財や歴史に対する理解を促し、郷土愛の育成に努めます。

また、郷土芸能発表会等を開催し、地域の伝統文化に触れる機会を提供します。

【令和６年度の取り組み】

- ・市内に現存する貴重な文化財を指定文化財として指定し、公表することで、文化財に対する市民の理解を得ながら保護保存に努めます。
- ・郷土芸能発表会を開催し、多くの市民に伝統芸能保存団体の活動の周知を図るとともに

に、保存団体に対して存続に向けた意向調査を行い、伝統芸能保存を支援します。

- ・郷土資料館の常設展示の充実に努めるほか、年2回のテーマ展等を開催し、郷土愛の育成に努めます。また、市史編さん事業での調査の成果を展示に反映します。
- ・親子向けの歴史講座を実施し、実物資料に触れながら歴史を学ぶことの楽しさを伝えます。
- ・茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」の刊行を継続します。令和4年度の「茂原市史資料編Ⅰ（原始・古代、中世考古）」の刊行に続き、2冊目以降を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、調査や編集等を進めます。また、調査の成果として調査報告書を発行します。
- ・市史編さん事業の活動を周知するため、年2回（7月・2月）広報もばらに各時代別の活動内容を紹介します。

（４）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室等の開催などを通じて地域教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域の協働を推進します。

【令和6年度の取り組み】

- ・青少年育成茂原市民会議や青少年相談員、子ども会など、地域住民等によって運営される青少年育成関係団体の活動を支援し、地域を挙げた青少年育成に努めます。
- ・学校環境整備や登下校の見守り等、学校支援ボランティアによる活動を活性化し、児童生徒と地域住民が気軽に声を掛けあえるような地域の絆を作り、安全安心な教育環境を整えます。
- ・青少年が健全に育つために必要な自己肯定感や規範意識、コミュニケーション能力を向上させる機会として、市や青少年育成関係団体が実施する各種事業の運営や活動に児童生徒の参画を促します。

茂原市の教育方針及び重点施策 新旧対照表

改正後（令和6年度）	改正前（令和5年度）				
令和6年度茂原市の教育方針及び重点施策 情報化、グローバル化、少子高齢化が加速度的に進展する世の中にあつて、教育に対する期待は益々大きくなってきています。そこで『茂原市教育施策の大綱』に基づき、「人づくり」を中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、令和6年度茂原市の教育方針及び重点施策を次のように定め、各種事業を実施します。 <table border="1" data-bbox="136 715 1104 783"> <tr> <td data-bbox="136 715 383 783">基本方針1</td><td data-bbox="383 715 1104 783">社会で生きる力の育成</td></tr> </table> （1）確かな学力の育成 問題解決的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めます。また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図ります。 【令和6年度の取り組み】 ・特色ある学校経営及び学習指導要領の実施、カリキュラム・マネジメントの促進に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びや思考力・判断力・表現力等の育成の視点からの授業改善と多様な体験活動を推進します。 ・校長、教頭、教務主任、若年層教員の研修会や、茂原市教育研究協議会の研修において、自己の課題意識に基づいた自主的な研修を進め、教員の資質向上を図ります。	基本方針1	社会で生きる力の育成	令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策 情報化、グローバル化、少子高齢化が加速度的に進展する世の中にあつて、教育に対する期待は益々大きくなってきています。そこで『茂原市教育施策の大綱』に基づき、「人づくり」を中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策を次のように定め、各種事業を実施します。 <table border="1" data-bbox="1133 715 2101 783"> <tr> <td data-bbox="1133 715 1379 783">基本方針1</td><td data-bbox="1379 715 2101 783">社会で生きる力の育成</td></tr> </table> （1）確かな学力の育成 問題解決的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めます。また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図ります。 【令和5年度の取り組み】 ・特色ある学校経営及び学習指導要領の実施、カリキュラム・マネジメントの促進に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びや思考力・判断力・表現力等の育成の視点からの授業改善と多様な体験活動を推進します。 ・校長、教頭、教務主任、若年層教員の研修会や、茂原市教育研究協議会の研修において、自己の課題意識に基づいた自主的な研修を進め、教員の資質向上を図ります。	基本方針1	社会で生きる力の育成
基本方針1	社会で生きる力の育成				
基本方針1	社会で生きる力の育成				

改正後（令和 <u>6</u> 年度）	改正前（令和 <u>5</u> 年度）
・「全国学力・学習状況調査」の結果を基にした指導方法の改善などにより、個に応じた指導を取り入れ、児童生徒の学力の向上を図ります。 ・インクルーシブ教育システムの構築を目指し、多様な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣などを通して、特別支援教育の充実に努めます。 ・「<u>茂原市立中学校部活動ガイドライン</u>」に則り、各中学校は「<u>学校の部活動に係る活動方針</u>」を作成し、スポーツや文化等を通して、生徒が健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むために、バランスの取れた活動に努めます。 ・<u>休日の学校部活動地域移行については、柔道部を対象（7月までは学校部活動との並立可）として実施し、バレーボール部についても地域移行の準備を開始します。</u>また、令和7年度に全ての休日の学校部活動地域移行の準備を開始するため、課題の整理、体制づくり等を行いながら地域の持続可能で多様なスポーツ活動・文化活動の環境づくりに努めます。 ・本市における特色ある教育を推進するため、茂原市全体で段階的に小中一貫教育を実施するとともに、その課題等について、<u>茂原市小中一貫教育推進委員会</u>で検討します。 （2）幼児教育・保育の充実 遊びを通しての総合的な指導の中で、生きる力の基礎を育む教育を推進するとともに、円滑な接続を見通した幼保小連携を図り、子どもが幼児期から小学校生活になじめるよう、就学前の教育・保育の充実に努めます。 【令和6年度の取り組み】 ・基礎的な能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努めます。	・「全国学力・学習状況調査」の結果を基にした指導方法の改善などにより、個に応じた指導を取り入れ、児童生徒の学力の向上を図ります。 ・インクルーシブ教育システムの構築を目指し、多様な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣などを通して、特別支援教育の充実に努めます。 ・「<u>茂原市立中学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）</u>」に則り、各中学校は「<u>学校の部活動に係る方針</u>」に基づき、スポーツや文化等を通して、生徒が健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むために、バランスの取れた活動に努めます。 ・部活動の地域移行に向け、<u>先行事例の調査・研究や課題の整理、体制づくり等を行いながら地域の持続可能で多様なスポーツ活動・文化活動の環境づくりに努めます。</u> ・本市における特色ある教育を推進するため、茂原市全体で段階的に小中一貫教育を実施するとともに、その<u>状況を検討する専門委員会を組織</u>します。 （2）幼児教育・保育の充実 遊びを通しての総合的な指導の中で、生きる力の基礎を育む教育を推進するとともに、円滑な接続を見通した幼保小連携を図り、子どもが幼児期から小学校生活になじめるよう、就学前の教育・保育の充実に努めます。 【令和5年度の取り組み】 ・基礎的な能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努めます。 ・小学校への円滑な接続を図るための、幼保小連携の体制づくりを推進し

改正後（令和 <u>6</u> 年度）	改正前（令和 <u>5</u> 年度）
・小学校への円滑な接続を図るための、幼保小連携の体制づくりを推進します。 ・幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。 （３）国際理解教育の推進 グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、A L T等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生等海外派遣事業の継続を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。 【令和<u>6</u>年度の取り組み】 ・小中学校における外国語科等において、教員の指導力の向上のための研修の充実を図ります。また、A L Tを各校に配置してネイティブの発音に触れる機会を確保し、指導の充実に努めます。 ・中学生等海外派遣等事業では、中学生及び教員等を国内の国際交流体験施設に派遣します。 （４）生涯学び、活躍できる環境の整備 多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努め、市民の知識・技術の習得をサポートします。また、その技術等を活用する場を設けることで、生涯を通じて活躍できる環境の整備に努めます。 【令和<u>6</u>年度の取り組み】 ・「市民カレッジ」等の開催により、幅広いジャンルの講座を提供する事で、新たな知識を得たり掘り下げたり出来るよう魅力ある題材の提供に努めます。 ・市民の要望に応じて、地域社会の一員として生活するために必要な知識や情報を提供する「職員出前講座」の普及を図ります。	ます。 ・幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。 （３）国際理解教育の推進 グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、A L T等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生等海外派遣事業の継続を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。 【令和<u>5</u>年度の取り組み】 ・小中学校における外国語科等において、教員の指導力の向上のための研修の充実を図ります。また、A L Tを各校に配置してネイティブの発音に触れる機会を確保し、指導の充実に努めます。 ・中学生等海外派遣等事業では、中学生及び教員等を国内の国際交流体験施設に派遣します。 （４）生涯学び、活躍できる環境の整備 多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努め、市民の知識・技術の習得をサポートします。また、その技術等を活用する場を設けることで、生涯を通じて活躍できる環境の整備に努めます。 【令和<u>5</u>年度の取り組み】 ・「市民カレッジ」等の開催により、幅広いジャンルの講座を提供する事で、新たな知識を得たり掘り下げたり出来るよう魅力ある題材の提供に努めます。 ・市民の要望に応じて、地域社会の一員として生活するために必要な知識や情報を提供する「職員出前講座」の普及を図ります。 ・生涯学習ガイドブック等により参加してみたい講座やイベントに関する

改正後（令和6年度）	改正前（令和5年度）
・生涯学習ガイドブック等により参加してみたい講座やイベントに関する情報提供に努めます。 ・国・各自治体の施設や関連機関と連携を図り、市民の多様化するニーズに対応できるよう協力体制を整備します。 ・公民館及び東部台文化会館では、多様なニーズにあった主催教室や、講座を開催し、市民の学習意欲に応え、教養の向上を図ります。 ・美術館・郷土資料館では、美術実技講座による作品を創り上げる機会の提供や、学芸員による美術収蔵品展の解説会、バックヤードツアー（収蔵庫見学会）、歴史セミナー、古文書講座、親子で学ぶ歴史講座等の開催及び美術収蔵品のデジタル情報提供により、郷土の美術、歴史を学ぶ機会の提供に努めます。 ・市立図書館は、市民の利便性の向上、図書館機能の充実を目的に、令和7年春頃に「茂原ショッピングプラザアスモ」に移転します。新たな施設は、市民が気軽に利用でき、また、自主的に生涯学習に取り組める環境を目指します。 （５）情報教育（情報活用能力の育成）の推進 情報化が急速に進展する社会生活の中で、日常的にＩＣＴを活用していく力が求められています。学校生活や学習においても、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のＩＣＴ環境の整備とＩＣＴを活用した学習活動の充実を図ります。 【令和6年度の取り組み】 ・児童生徒用タブレットＰＣを活用し、学習活動の充実を図ります。 ・ＩＣＴ支援員が、授業支援や校内研修などを行うことにより、教員の指導力向上を図り、学校のＩＣＴ教育の充実を図ります。	情報提供に努めます。 ・国・各自治体の施設や関連機関と連携を図り、市民の多様化するニーズに対応できるよう協力体制を整備します。 ・公民館及び東部台文化会館では、多様なニーズにあった主催教室を開催し、市民の学習意欲に応え、教養の向上を図ります。 ・美術館・郷土資料館では、美術実技講座、<u>小学生講座、歴史セミナー、古文書講座、市史編さん事業講演会等を開催し、作品を創り上げる機会や歴史を学ぶ機会の提供に努めます。</u> （５）情報教育（情報活用能力の育成）の推進 情報化が急速に進展する社会生活の中で、日常的にＩＣＴを活用していく力が求められています。学校生活や学習においても、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のＩＣＴ環境の整備とＩＣＴを活用した学習活動の充実を図ります。 【令和5年度の取り組み】 ・児童生徒用タブレットＰＣを活用し、学習活動の充実を図ります。 ・ＩＣＴ支援員が、授業支援や校内研修などを行うことにより、教員の指導力向上を図り、学校のＩＣＴ教育の充実を図ります。

改正後（令和 <u>6</u> 年度）	改正前（令和 <u>5</u> 年度）
基本方針 2 心を育む人間教育の推進 （１）いじめ防止への取り組みと相談体制の充実 「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に推進します。 また、子どもの生命・身体の安全を守るため、相談体制の充実を図ります。 【令和<u>6</u>年度の取り組み】 ・「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、より効果的にいじめ防止に取り組みます。 ・いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に進めます。 ・茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。 （２）道徳教育の推進 「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進に向け、教員の指導力向上のための研修の充実を図り、子どもたち一人一人が、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。 【令和<u>6</u>年度の取り組み】 ・道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ、「考え、議論する道徳」を意識した指導方法の工夫・改善に努めます。 ・教育活動全体を通じて、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に努めます。	基本方針 2 心を育む人間教育の推進 （１）いじめ防止への取り組みと相談体制の充実 「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に推進します。 また、子どもの生命・身体の安全を守るため、相談体制の充実を図ります。 【令和<u>5</u>年度の取り組み】 ・「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、より効果的にいじめ防止に取り組みます。 ・いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に進めます。 ・茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。 （２）道徳教育の推進 「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進に向け、教員の指導力向上のための研修の充実を図り、子どもたち一人一人が、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。 【令和<u>5</u>年度の取り組み】 ・道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ、「考え、議論する道徳」を意識した指導方法の工夫・改善に努めます。 ・教育活動全体を通じて、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に努めます。

改正後（令和 <u>6</u> 年度）	改正前（令和 <u>5</u> 年度）
（３）読書活動の推進 子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの生活により身近な幼・保・こども園と学校での読書活動の重要性が高まっています。 市立図書館と連携し、幼・保・こども園においては、読書の楽しさを伝え、また学校においては、学校図書館と学校司書を活用した読書活動と学習活動の充実に努めます。 【令和<u>6</u>年度の取り組み】 ・読書の楽しさや喜びを感じさせることで、豊かな心情を養います。また、学校においては、国語科を中心に各教科等での学校図書館の活用を推進します。 ・学校司書が配置された<u>全ての</u>小学校で、読書活動や環境整備だけでなく、学習活動の充実に努めます。また、小学校と中学校が連携して読書活動を推進します。 ・学校図書館の活用を推進するため、資料の充実に努めるとともに、司書教諭や学校司書等の資質の向上に努めます。また、市立図書館は、学校図書館の資料の補完に努めます。 ・学校図書館支援ボランティアを対象に、読み聞かせ等に関する情報提供を行うなど、読書環境の整備体制を充実させます。 ・「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本に親しみながら成長していくために、学校図書館・市立図書館及び教育委員会とのさらなる連携体制整備の強化を図ります。 ・「茂原市子ども読書活動推進会議」を開催し、第四次推進計画に係る各施策に基づいて行った事業の進捗状況を点検し、その結果を翌年度へフィードバックし、活用します。	（３）読書活動の推進 子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの生活により身近な幼・保・こども園と学校での読書活動の重要性が高まっています。 市立図書館と連携し、幼・保・こども園においては、読書の楽しさを伝え、また学校においては、学校図書館と学校司書を活用した読書活動と学習活動の充実に努めます。 【令和<u>5</u>年度の取り組み】 ・読書の楽しさや喜びを感じさせることで、豊かな心情を養います。また、学校においては、国語科を中心に各教科等での学校図書館の活用を推進します。 ・学校司書が配置された小学校では、読書活動や環境整備だけでなく、学習活動の充実に努めます。また、小学校と中学校が連携して読書活動を推進します。 ・学校図書館の活用を推進するため、資料の充実に努めるとともに、司書教諭や学校司書等の資質の向上に努めます。また、市立図書館は、学校図書館の資料の補完に努めます。 ・学校図書館支援ボランティアを対象に、読み聞かせ等の講習会や情報交換会を開催し、読書環境の整備体制を充実させます。 ・「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本に親しみながら成長していくために、学校図書館・市立図書館及び教育委員会とのさらなる連携体制整備の強化を図ります。 ・「茂原市子ども読書活動推進会議」を開催し、第四次推進計画に係る各施策に基づいて行った事業の進捗状況を点検し、その結果を翌年度へフィードバックします。

改正後（令和6年度）	改正前（令和5年度）
（４）青少年の健全育成と家庭教育の充実 青少年指導センターを中心に関係機関、団体、地域と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り、青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年に有害な社会環境・インターネット環境の浄化活動に取り組むとともに、インターネットの適切な使用の啓発に努めます。 子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子どもの人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図ります。 【令和6年度の取り組み】 ・ 青少年が集まりやすい場所の巡回を強化し、関係機関と情報を共有しながら非行の防止や早期発見に努めます。 ・ 広報紙や啓発物品の配布を通して、相談しやすい窓口となるように啓発活動に努めます。 ・ インターネット上に潜む危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図るとともにネットパトロールを実施し、SNS上のトラブル防止に努めます。 ・ 青少年の健全育成体制の充実を図るため、補助金の交付や団体事務局の運営等を通じて青少年育成茂原市民会議、青少年相談員、子ども会等の活動を支援します。 ・ 子ども会等の活動支援を通して、青少年の体験活動の推進に努めます。 ・ 3歳児、小学校入学を控えた児童、幼稚園児・小学生の保護者に向けて子育て等に関する知識や保護者同士の繋がりを得られる機会を提供し、家庭教育の充実に努めます。	（４）青少年の健全育成と家庭教育の充実 青少年指導センターを中心に関係機関、団体、地域と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り、青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年に有害な社会環境・インターネット環境の浄化活動に取り組むとともに、インターネットの適切な使用の啓発に努めます。 子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子どもの人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図ります。 【令和5年度の取り組み】 ・ 青少年が集まりやすい場所の巡回を強化し、関係機関と情報を共有しながら非行の防止や早期発見に努めます。 ・ 広報紙や啓発物品の配布を通して、相談しやすい窓口となるように啓発活動に努めます。 ・ インターネット上に潜む危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図るとともにネットパトロールを実施し、SNS上のトラブル防止に努めます。 ・ 青少年の健全育成体制の充実を図るため、補助金の交付や団体事務局の運営等を通じて青少年育成茂原市民会議、青少年相談員、子ども会等の活動を支援します。 ・ 子ども会等の活動支援を通して、青少年の体験活動の推進に努めます。 ・ 3歳児、小学校入学を控えた児童、幼稚園児・小学生の保護者に向けて子育て等に関する知識や保護者同士の繋がりを得られる機会を提供し、家庭教育の充実に努めます。
基本方針3 芸術文化・スポーツの振興 （１）芸術文化の振興	基本方針3 芸術文化・スポーツの振興 （１）芸術文化の振興

改正後（令和 <u>6</u> 年度）	改正前（令和 <u>5</u> 年度）
美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努めます。文化協会の組織充実を図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。 【令和6年度の取り組み】 ・茂原市文化協会の組織の充実を支援するとともに、市民の文化活動の意欲の向上と発表の場を確保するため文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。 ・歌舞伎、能・狂言、ミュージカルなどの芸術鑑賞会を企画するとともに、小中学生を対象とした音楽鑑賞教室を<u>6校</u>で開催し、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。 ・文化会館まつりを開催し、日頃の文化活動の発表の場を確保するとともに、市民に文化活動の情報を提供します。 ・美術館では、優れた美術品を展示する年<u>10</u>回の収蔵品展と、年<u>18</u>回の市民美術展、小中学校作品展等の展覧会の開催及び各展覧会の映像配信により、鑑賞と発表の機会を提供します。 （2）スポーツ環境の充実 市民スポーツの活動拠点となる市民体育館を安全に利用することができる充実した施設となるよう整備を図るとともに、学校体育施設等の開放を活用し、身近な場所でもスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。 【令和6年度の取り組み】	美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努めます。文化協会の組織充実を図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。 【令和5年度の取り組み】 ・茂原市文化協会の組織の充実を支援するとともに、市民の文化活動の意欲の向上と発表の場を確保するため文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。 ・歌舞伎、能・狂言、ミュージカルなどの芸術鑑賞会を企画するとともに、小中学生を対象とした音楽鑑賞教室を<u>7校</u>で開催し、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。 ・文化庁主催の「優秀映画鑑賞推進事業」をはじめとした内外の上質な作品の映画会を開催し、地域における文化活動の活性化を図ります。 ・公民館まつり、文化会館まつりを開催し、日頃の文化活動の発表の場を確保するとともに、市民に文化活動の情報を提供します。 ・美術館では、優れた美術品を展示する企画展<u>1回</u>及び年<u>8</u>回の収蔵品展等の開催と、市民美術展、小中学校作品展等の年<u>17回</u>の展覧会の開催により、鑑賞と発表の機会を提供します。 （2）スポーツ環境の充実 市民スポーツの活動拠点となる市民体育館を安全に利用することができる充実した施設となるよう整備を図るとともに、学校体育施設等の開放を活用し、身近な場所でもスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。 【令和5年度の取り組み】

改正後（令和6年度）	改正前（令和5年度）
・市民体育館は、<u>体育施設の役割を十分に発揮できるよう、安全安心で、衛生的な施設として利用者に良好な環境を提供するため、施設の適切な維持管理に努めます。</u>東部台文化会館は、<u>昨年度、体育センターに設置した空調機を活用し、利用者の利便性の向上及び快適な環境の提供に努めます。</u>また、<u>衛生環境の改善に努めます。</u>今後も、<u>各施設においては、本市のスポーツ活動の拠点として充実した施設となるように環境整備を進めます。</u> ・学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域に開放し、環境整備に努めます。 （３）スポーツ・レクリエーションの推進 スポーツ・レクリエーションを通して、様々なニーズや志向に合わせた事業を実施し、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立および活動を支援します。 【令和6年度の取り組み】 ・「市民ひとり1スポーツ」を目標とし、市民の健康づくり、体力づくりを推進するため、本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」や気軽に行える「ウォーキング」を推奨し、<u>スポーツを<u>する</u>習慣をつくる意識啓発に努めます。</u> ・茂原市スポーツ大使（6名）の活躍を市公式SNSなどで周知し、市民のスポーツへの関心度向上に努めます。 ・本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」の普及に努め、スポーツへの関心や意欲の向上を図ります。 ・総合型地域スポーツクラブについては、<u>引き続き既存クラブの活動を支援するとともに、各地域でのスポーツ推進に努めるほか、市民体育館を</u>	・市民体育館は、<u>一昨年度に卓球場、剣道場及び柔道場に空調設備を設置、昨年度は大体育室に空調設備を設置し、スポーツ環境の快適性及び利用者の安全性が高められました。</u>東部台文化会館は、<u>体育センターに空調設備を設置し、利用者の利便性の向上を図ります。</u>今後も、本市のスポーツ活動の拠点として充実した施設となるように環境整備を進めます。 ・学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域に開放し、環境整備に努めます。 （３）スポーツ・レクリエーションの推進 スポーツ・レクリエーションを通して、様々なニーズや志向に合わせた事業を実施し、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立および活動を支援します。 【令和5年度の取り組み】 ・「市民ひとり1スポーツ」を目標とし、市民の健康づくり、体力づくりを推進するため、本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」や気軽に行える「ウォーキング」を推奨し、<u>スポーツを<u>行う</u>習慣をつくる意識啓発に努めます。</u> ・茂原市スポーツ大使（6名）の活躍を市公式SNSなどで周知し、市民のスポーツへの関心度向上に努めます。 ・本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」の普及に努め、スポーツへの関心や意欲の向上を図ります。 ・総合型地域スポーツクラブについては、<u>既存クラブの活動支援を引き続き行います。</u>また、<u>更なるクラブ設立に向けて、各地域でのスポーツ推</u>

改正後（令和6年度）	改正前（令和5年度）
<u>拠点とする中央型クラブの設立について研究、協議します。</u> 基本方針4 茂原を愛する心の育成 （１）郷土愛の育成 ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置けるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を育成します。 【令和6年度の取り組み】 ・児童生徒の発達段階に応じ、茂原市の歴史・伝統文化・産業・自然環境等の内容について、社会科を中心とした学習に位置づけます。 ・総合的な学習の時間を中心に、小学校では地域安全マップの作成や職場見学（施設見学）、中学校では出前授業や職業調べ等を実施します。 ・経済的理由により修学の困難な方に対して、必要な奨学資金を貸付することで有為な人材の育成に努めるとともに、<u>国の奨学金制度が充実していることから、奨学資金貸付の在り方について検討します。</u> （２）安全・安心な教育環境の整備 学校施設の老朽化対策については、学校再編との整合性を取りながら計画的に整備し、施設の安全性の確保を図るとともに、適正な管理に努めます。また、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。 【令和6年度の取り組み】 ・<u>老朽化対策や、衛生環境の改善などが必要な学校施設について、危険性、緊急性を考慮し、学校再編との整合性を取りながら整備、修繕等を</u>	<u>進に努めるほか、市民体育館を拠点とする中央型クラブの設立について研究、協議します。</u> 基本方針4 茂原を愛する心の育成 （１）郷土愛の育成 ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置けるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を育成します。 【令和5年度の取り組み】 ・児童生徒の発達段階に応じて、茂原市の歴史・伝統文化・産業・自然環境等の内容について、社会科を中心とした学習に位置づけます。 ・総合的な学習の時間を中心に、小学校では地域安全マップの作成や職場見学（施設見学）、中学校では出前授業や職業調べ等を実施します。 ・経済的理由により修学の困難な方に対して、必要な奨学資金を貸付することで有為な人材の育成に努めるとともに、奨学資金貸付の在り方について検討します。 （２）安全・安心な教育環境の整備 学校施設の老朽化対策については、学校再編との整合性を取りながら計画的に整備し、施設の安全性の確保を図るとともに、適正な管理に努めます。また、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。 【令和5年度の取り組み】 ・<u>学校施設の整備・修繕等を行い施設の安全性の確保を図るとともに、教育環境の充実に努めます。</u>

改正後（令和 <u>6</u> 年度）	改正前（令和 <u>5</u> 年度）
<u>行い、教育環境の充実に努めます。</u> ・関係機関と協力し、通学路の安全確保を図ります。 ・子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、「茂原市学校再編第二次実施計画」に基づき、学校再編を推進します。 ・社会教育施設・文化施設の適切な整備・維持管理に努めるとともに、利便性の向上に配慮し設備等の充実に努めます。 （３）伝統文化の維持継承・振興 貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、郷土資料の収集・整理を進め、美術館・郷土資料館に展示することで、地域の文化財や歴史に対する理解を促し、郷土愛の育成に努めます。 また、郷土芸能発表会等を開催し、地域の伝統文化に触れる機会を提供します。 【令和<u>6</u>年度の取り組み】 ・市内に現存する貴重な文化財を指定文化財として指定し、公表することで、文化財に対する市民の理解を得ながら保護保存に努めます。 ・郷土芸能発表会を開催し、多くの市民に伝統芸能保存団体の活動の周知を図るとともに、保存団体に対して存続に向けた意向調査を行い、伝統芸能保存を支援します。 ・郷土資料館の常設展示の充実に努めるほか、年２回のテーマ展等を開催し、郷土愛の育成に努めます。また、市史編さん事業での調査の成果を展示に反映<u>します</u>。 ・親子向けの歴史講座を実施し、実物資料に触れながら歴史を学ぶことの<u>楽しさを伝えます。</u>	・南中学校と早野中学校の統合に向けて、土砂災害警戒区域等の指定に伴う<u>安全対策に係る調査、検討を進めます。</u> ・関係機関と協力し、通学路の安全確保を図ります。 ・子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、「茂原市学校再編第二次実施計画」に基づき、学校再編を推進します。 ・社会教育・文化施設の適切な整備・維持管理に努めるとともに、利便性の向上に配慮し設備等の充実に努めます。 （３）伝統文化の維持継承・振興 貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、郷土資料の収集・整理を進め、美術館・郷土資料館に展示することで、地域の文化財や歴史に対する理解を促し、郷土愛の育成に努めます。 また、郷土芸能発表会等を開催し、地域の伝統文化に触れる機会を提供します。 【令和<u>5</u>年度の取り組み】 ・市内に現存する貴重な文化財を指定文化財として指定し、公表することで、文化財に対する市民の理解を得ながら保護保存に努めます。 ・郷土芸能発表会を開催し、多くの市民に伝統芸能保存団体の活動の周知を図るとともに、保存団体に対して存続に向けた意向調査を行い、伝統芸能保存を支援します。 ・郷土資料館の常設展示の充実に努めるほか、年２回のテーマ展等を開催し、郷土愛の育成に努めます。また、市史編さん事業での調査の成果を展示に反映<u>させていきます</u>。

改正後（令和 <u>6</u> 年度）	改正前（令和 <u>5</u> 年度）
・茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」の刊行を継続します。令和4年度の「茂原市史資料編Ⅰ（原始・古代、中世考古）」の刊行に続き、2冊目以降を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、調査や編集等を進めます。また、調査の成果として調査報告書を発行します。 ・市史編さん事業の活動を周知するため、年2回（7月・2月）広報もばらに各時代別での活動内容を紹介します。 （4）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室等の開催などを通じて地域教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域の協働を推進します。 【令和<u>6</u>年度の取り組み】 ・<u>青少年育成茂原市民会議や青少年相談員、子ども会など、地域住民等によって運営される青少年育成関係団体の活動を支援し、地域を挙げた青少年育成に努めます。</u> ・<u>学校環境整備や登下校の見守り等、学校支援ボランティアによる活動を活性化し、児童生徒と地域住民が気軽に声を掛けあえるような地域のきずなを作り、安全安心な教育環境を整えます。</u> ・<u>青少年が健全に育つために必要な自己肯定感や規範意識、コミュニケーション能力を向上させる機会として、市や青少年育成関係団体が実施する各種事業の運営や活動に児童生徒の参画を促します。</u>	・茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」の刊行を継続します。令和4年度の「茂原市史資料編Ⅰ（原始・古代、中世考古）」の刊行に続き、2冊目以降を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、調査や編集等を進めます。また、調査の成果として調査報告書を発行します。 ・市史編さん事業の活動を周知するため、年2回（7月・2月）広報もばらに各時代別での活動内容を紹介します。<u>また、年1回市史編さん事業講演会を実施し、啓蒙を図ります。</u> （4）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室等の開催などを通じて地域教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域の協働を推進します。 【令和<u>5</u>年度の取り組み】 ・<u>学校・家庭・地域が連携し、授業や学校行事への協力、地域行事への児童生徒の積極的な参加を通して、地域ぐるみで児童生徒を育てるよう努めます。</u> ・<u>放課後子ども教室、地域未来塾を開催し、地域ボランティアの積極的な活用を通して地域の教育力の向上を図ります。</u>

報告事項 1

令和 5 年度定期監査の結果について

教育委員会の定期監査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 3 月 1 9 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂 監 第 81 号
令和 6 年 2 月 13 日

茂原市教育長 内田 達也 様

茂原市監査委員 風 戸 博 恭
茂原市監査委員 細 谷 菜穂 子



令和5年度定期監査の結果について（その3）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査を同法第4条に基づく定期監査として実施した。また、同条第2項に基づく行政監査も併せて実施した。

2 監査の対象

教育委員会

教育総務課・学校教育課・学校給食センター・生涯学習課・社会教育センター・青少年指導センター・公民館・美術館・郷土資料館・東部台文化会館・体育課・市民体育館

本納支所

3 監査の着眼点

各所管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令等に適合し、適正かつ正確に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き監査を実施した。

4 監査の実施内容

各部署から提出された定期監査資料について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うことにより実施した。

5 監査の場所

茂原市役所

茂原市立中の島小学校

茂原市学校給食センター

6 監査の期間

令和5年12月8日から令和6年2月13日まで

7 監査の結果

監査の結果、法令等に適合し、概ね適正に執行されていたが、一部検討が必要と認められる事項が見受けられたので、次ページ以降に掲載する。

なお、複数の部署に共通する事項については【共通事項】に掲げ、各部署への個別事項については【部署別事項】に掲げた。

【 共 通 事 項 】

○全課共通

・本市の財政運営は、子育て支援等の社会保障関係費の増加に加え、突発的な災害対応に伴う費用等により大変厳しい状況にある。今後も財政負担の更なる増加により、状況の改善が見通せない中、職員一人ひとりが現状を正しく認識するとともに、各々の立場で、最少の経費で最大の効果を挙げることを念頭に、改めて事務の効率化やコスト削減等の意識を持ちながら住民福祉の向上に努められたい。

【 部 署 別 事 項 】

< 教 育 委 員 会 >

○教育総務課

・南中学校と早野中学校の統合にあたっては、今後も保護者や地域の方々に丁寧な説明を行いながら、令和6年度に設置が予定されている統合準備委員会での協議を踏まえ遺漏のない準備を進められたい。また、統合により環境が変わる子どもたちが安心して通学できるよう、準備段階からきめ細かな対応を図られたい。

・多くの教育関係団体に対して負担金を支出しているが、創設から長い年月が経過している団体もあることから、各団体において目的に沿った運営や活動がなされているか再確認しながら適切な対応を図られたい。

・学校の施設環境については、安全性や予防保全の観点から計画的な修繕に取り組まれたい。また、更なる学習環境の充実にも注力し、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう取り組まれたい。

○学校教育課・学校給食センター

・学校評議員及び学校支援ボランティアの活動は、学校・家庭・地域が連携協力して一体となって教育活動を推進するものであり、子どもたちの健やかな成長を支えるうえで重要であることから、今後も情報共有を図りながら、より有効な活動となるよう積極的に取り組まれたい。

・学校の部活動については、教員の過重な業務負担や少子化による活動の継続等が問題となっていることから、段階的な地域移行が進められている。地域移行をより確実なものとするため、各学校や各部の課題を整理するとともに、関係団体等と十分な連携を図りながら様々な角度から検討し、より適切な手法を見出されたい。

・学校給食については、今後も食材料価格の変動に注視しながら、地産地消に積極的に取り組み、安全安心で美味しい給食の安定的な提供に努められたい。

○生涯学習課

- ・郷土芸能等については、後継者不足の深刻化等により保存継承が課題となっていることから、活動を映像記録に残すなど様々な方法を検討し、先を見据えた支援に努められたい。
- ・市民一人ひとりが生涯を通して自己に適した内容や手段を選びながら自由に学ぶことができるよう、更なる学習内容や学習機会の充実に努められたい。
- ・文化団体については、本市の芸術文化の振興・発展に寄与していることから、各団体の意見や要望等を聴きながら、更なる活性化に向けた支援に努められたい。

○青少年指導センター

- ・多くの子どもたちにとって、より一層身近で相談しやすい窓口となるよう、今後も関係部署や関係機関と連携しながら様々な方策を検討し、積極的な対応を図られたい。
- ・広報紙「くす」については、青少年の問題行動に関する注意事項、家庭教育に関する助言、不審者情報等の掲載により、青少年の健全育成に寄与していることから、より多くの人の目に留まるよう、創意工夫を凝らした紙面づくりに努められたい。

○公民館

- ・令和6年3月31日をもって中央公民館が廃止となることから、関係部署と協議しながら、中央公民館自主グループの受け入れ先の調整に努め、安心して活動できる場を迅速に確保されたい。
- ・施設の維持管理については、計画的な老朽化対策を講じることはもとより、利用者目線に立った改修を検討し、誰もが安全で快適に利用できるよう対応を図られたい。

○美術館・郷土資料館

- ・より多くの人に訪れてもらうため、関係団体等と協議しながら、展示室を貸し出すことができるよう条例改正について検討されたい。
- ・企画展等の来館者については、性別や年代別に集計するなど傾向やニーズを把握・分析し、今後の事業展開に繋げられたい。
- ・開館から29年が経過していることから、来館者が安全で快適に利用できるよう施設設備の維持管理に意を用いられたい。

○東部台文化会館

・東部台文化会館は、音楽ホールや体育センター等を併せ持つ複合施設であることから、その特徴を活かした事業運営がなされるよう創意工夫されたい。

・体育センターについては、冷暖房設備の設置に伴い快適な環境が整備されたものの、令和6年度から使用料引き上げが実施されることから、引き続き安全安心に利用できるよう適切な施設設備のメンテナンス等に配慮するとともに、利便性向上に向けた新たな手法を検討・実施することにより満足度の向上が図られるよう取り組まれない。

○体育課・市民体育館

・スポーツ推進計画に謳われている「市民ひとり1スポーツ」の推進にあたっては、個人活動だけでなく、スポーツ教室やスポーツ団体など団体活動を含めた市民のスポーツ活動の実態把握に努め、得られた結果を分析することで今後の施策展開に繋がりたい。

・市民体育館については、冷暖房設備の設置に伴い快適な環境が整備されたものの、令和6年度から大体育室の使用料引き上げが実施されることから、引き続き安全安心に利用できるよう適切な施設設備のメンテナンス等に配慮するとともに、利便性向上に向けた新たな手法を検討・実施することにより満足度の向上が図られるよう取り組まれない。

・市民体育館については、子どもから高齢者まで幅広く利用されていることから、火災・地震・不審者等、様々な有事を想定した実効性の高い避難訓練を実施するなど、利用者の安全確保を念頭に適切な対応を図られたい。

< 本 納 支 所 >

・本納地域における行政運営の一助となるよう、引き続き地域の情報を幅広く収集・整理するとともに、様々な角度から分析することで現状と課題を把握されたい。

・今後も本納地区の拠点として、本庁担当部署と連携しながら円滑な業務遂行に努めるとともに、地域の方にとって更に身近で利便性の高い行政窓口となるよう利用者の声に耳を傾けながら丁寧な対応を図られたい。

報告事項 2

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定に基づく教育長職務代理者を次のとおり指名したことを報告する。

令和 6 年 3 月 19 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

現在

氏 名	任 期
竹田 幸則	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

新

氏 名	任 期
安藤 明子	令和 6 年 4 月 1 日から

報告事項 3

行事の共催、後援及び協賛について

令和6年2月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告します。

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」（平成12年教育委員会訓令第3号）より

「共催」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
3	27	～	5	15	美術館・郷土資料館	和洋女子大学「125周年記念事業」 中村晃彩 退職記念展	和洋女子大学「125周年記念事業」退職記念事業実行委員会
4	13	～	4	28	美術館・郷土資料館	長生フィルム会写真展	長生フィルム会
4	30	～	5	9	美術館・郷土資料館	外房アートクラブ展2024	外房アートクラブ
5	11	～	5	19	美術館・郷土資料館	長生郡市陶芸作品展	長生郡市陶芸クラブ連合会
5	25	～	6	2	美術館・郷土資料館	茂原写友会展	茂原写友会
6	2				体育課	第11回茂原緑ヶ丘リレーマラソン	緑ヶ丘リレーマラソン実行委員会
6	29	～	7	7	美術館・郷土資料館	如の会展	如の会
7	28	～	8	4	美術館・郷土資料館	啓新書道展	啓新書道会
8	26	～	9	1	美術館・郷土資料館	G.クローバー絵画展	G.クローバー
10	10	～	10	20	美術館・郷土資料館	長生郡市絵画グループ展	長生郡市絵画グループ連合会
10	12	～	10	20	美術館・郷土資料館	全日本写真連盟茂原支部写真展	全日本写真連盟茂原支部
1	4	～	1	13	美術館・郷土資料館	書道研究 芝蘭会展	書道研究 芝蘭会
3	15	～	3	23	美術館・郷土資料館	フォトクラブ四季	フォトクラブ四季

「後援」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
4	21	～	3	16	美術館・郷土資料館	如の会 人物デッサン会	如の会
4	2	～	3	18	美術館・郷土資料館	G.クローバー（茂原絵画クラブ）絵画勉強会	G.クローバー
5	5				生涯学習課	第2回茂原市役所うたごえマルシェ	茂原軽音楽協会 会長 大柿恵司
10	12				生涯学習課	第30回茂原ピアノフェスティバル	茂原市ピアノ協会 会長 廣田洋子
10	20				生涯学習課	合唱の祭典	合唱の祭典実行委員会 上田なるせ

○日程について

令和 6 年 茂原市教育委員会会議 4 月定例会
日時：4 月 2 4 日（水） 1 5：0 0～ 場所：市役所 9 階 9 0 1・9 0 2 会議室

令和 6 年 茂原市教育委員会会議 5 月定例会
日時：5 月 2 2 日（水） 1 5：0 0～ 場所：市役所 9 階 9 0 1・9 0 2 会議室